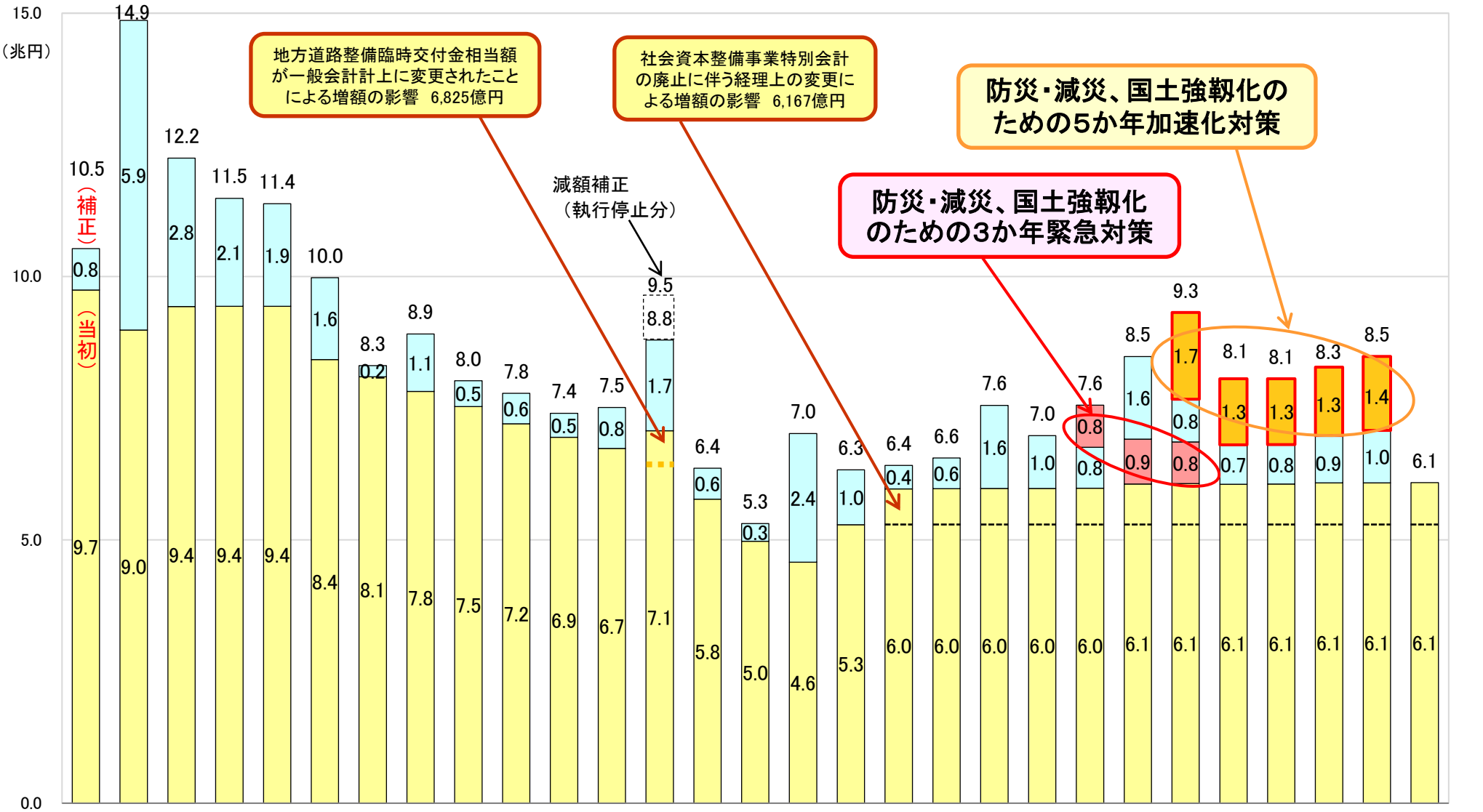


最近の建設業を巡る状況について

1. 賃上げ・資材価格転嫁の取組について

公共事業関係費(政府全体)の推移



地方道路整備臨時交付金相当額が一般会計計上に変更されたことによる増額の影響 6,825億円

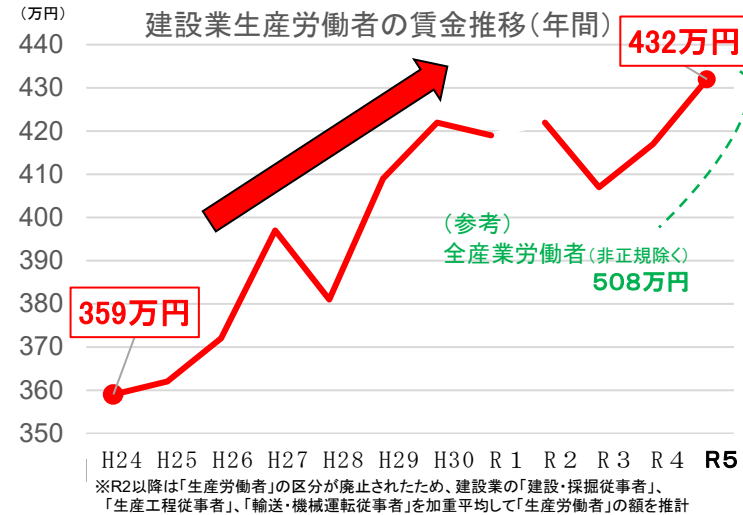
社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経理上の変更による増額の影響 6,167億円

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

(注1) 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
 (注2) 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
 (注3) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～5年目は、それぞれ令和2～6年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)、令和6年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)及び緊急防災枠(2,500億円)を含む。
 (注4) 令和3年度当初予算額(6兆549億円)は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
 (注5) 令和4年度当初予算額(6兆574億円)は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。
 (注6) 令和5年度当初予算額(6兆801億円)は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。
 (注7) 令和6年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業(500億円)を含む。

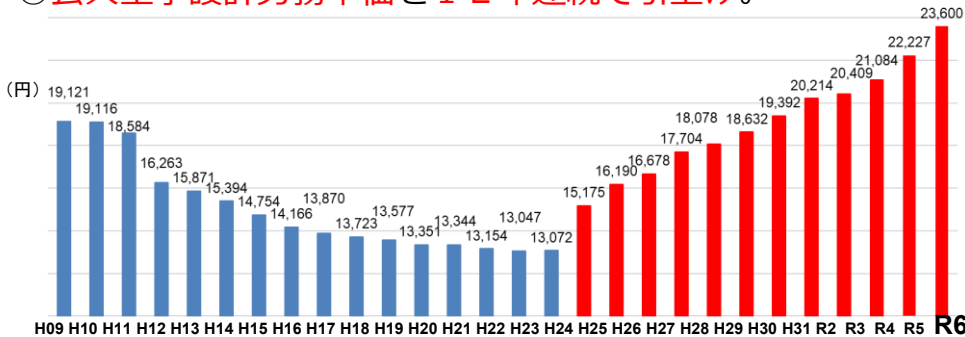
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇。
- 賃上げは政府の最重要課題。
- 今後も、**未来を支える担い手の確保のため、必要とされる技能や厳しい労働環境に相応しい賃上げ**に取り組む必要。



最近の賃上げ施策

発注者・元請間での賃金原資の確保（公共中心）

- **公共工事設計労務単価を12年連続で引上げ。 (+5.9%)**



- 取引実態に即した公共契約・変更。
 - ・ **最新の単価**を予定価格に反映。
 - ・ 材料費変動に伴う**請負代金額の変更**（スライド条項）。
- ダンピング受注対策として、
 - ・ 低入札価格調査基準の計算式について、国は、令和4年度から**一般管理費等率を引上げ**。
 - ・ 国からの要請等により、自治体の計算式でも引上げ進展。

労働者への賃金支払いの確保

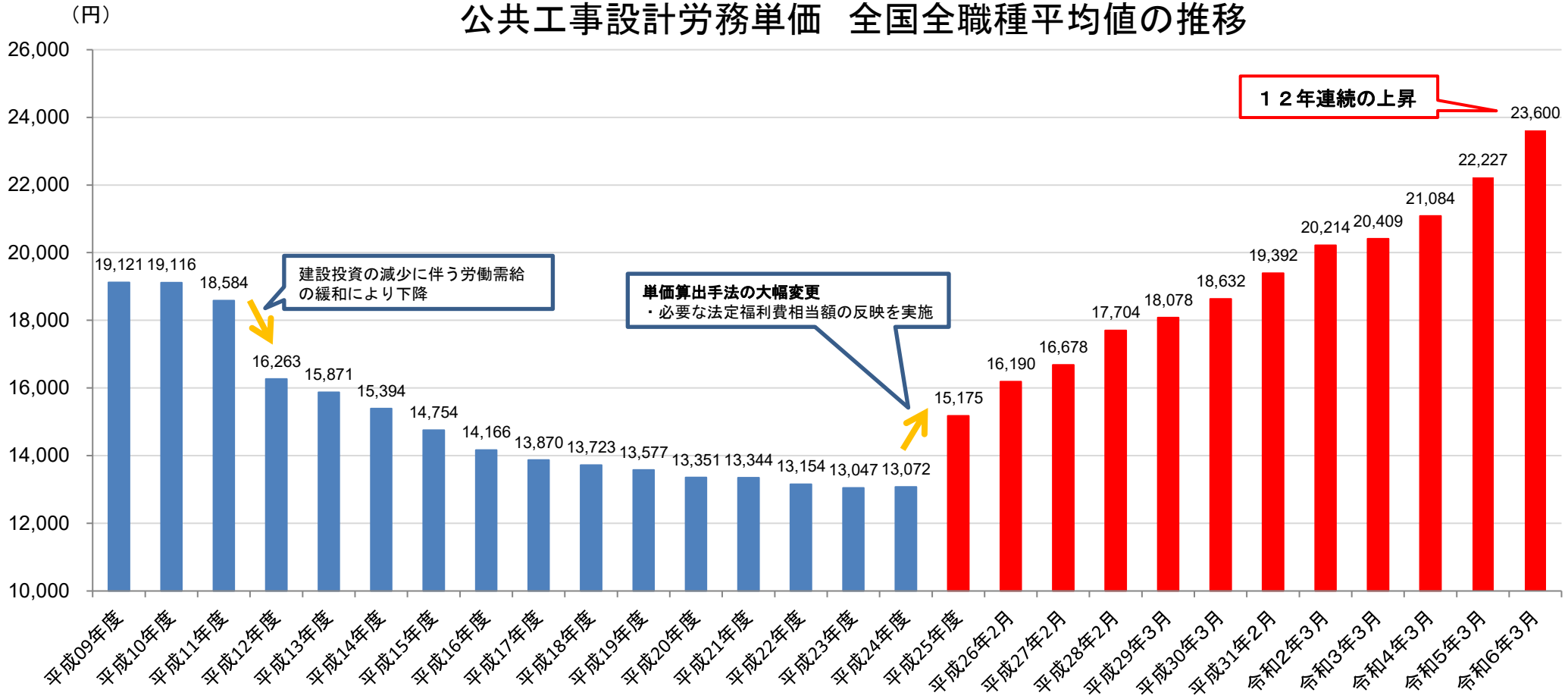
- 国土交通大臣と建設業4団体のトップで**申合せ（R6.3）**・**技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすること**



- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を関係団体へ要請。
- 公共工事設計労務単価を基に**技能レベル別の年収**を試算・発表。→ 能力に応じた処遇、キャリアパスの見える化を目指す。
- **1.2万社**を対象に**元下間の取引**を調査。（令和5年度）
 加えて、**約190社**を対象に受発注者間及び元下間の取引を**実地調査**（令和5年度）
 → 調査に基づき、**賃金上昇が阻害されないよう指導**。

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+75.3%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+75.7%

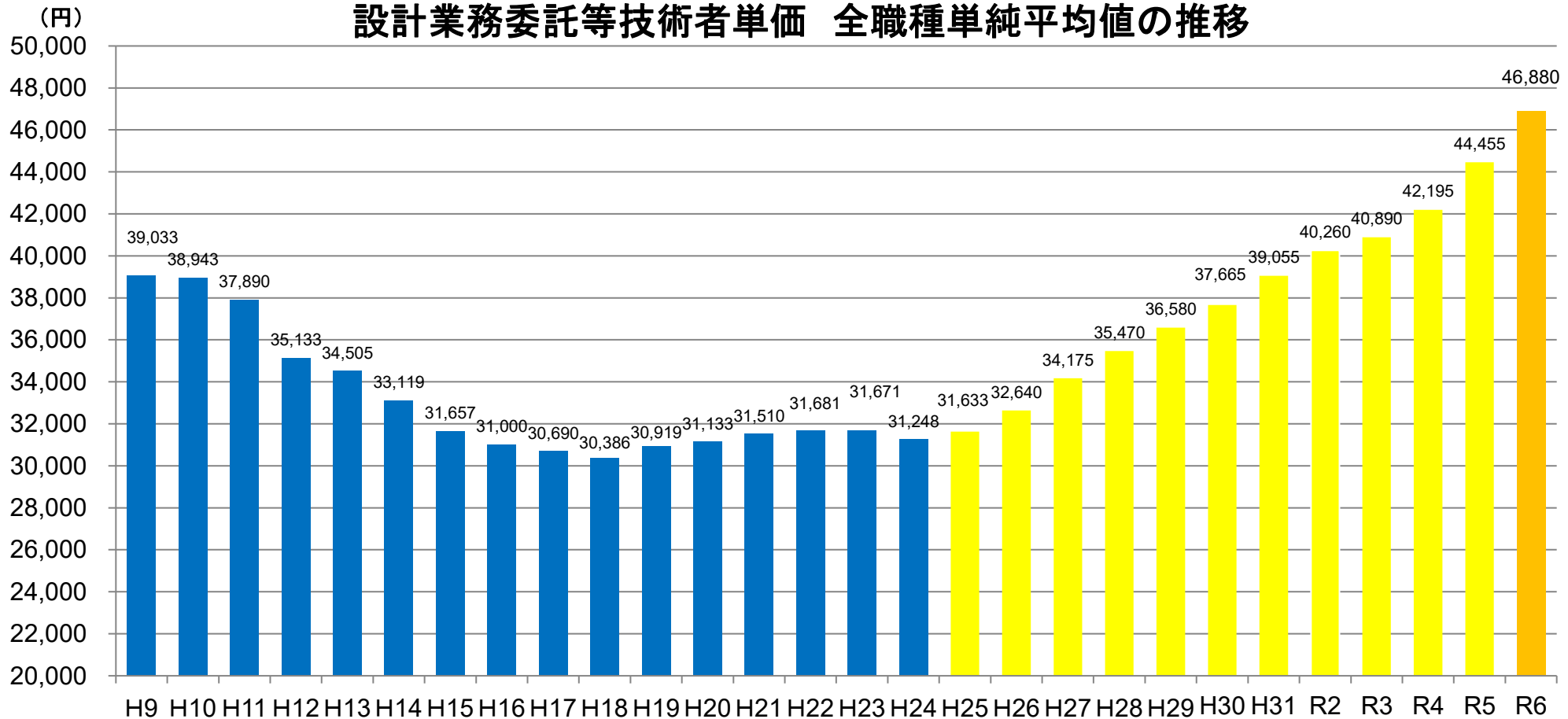
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
 注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 **46,880円** R5年3月比； **+5.5%**
 （平成24年度比+50.0%）

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



2. 第三次・担い手3法の概要

第三次・担い手3法(令和6年改正)の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ● 能力に応じた処遇 ● 多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準労務費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ● スライド条項の適切な活用 (変更契約) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ● 測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工期ダンピング防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT活用 (データ活用・データ引継ぎ) ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化 	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化 (JV方式・労災保険加入) 	(参考) ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進 (トップアップ) ・誘導的手法 (理念、責務規定) ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ (ボトムアップ) ・規制的手法など
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注担当職員の育成 ● 広域的な維持管理 ● 国からの助言・勧告【入契法改正】 	

品確法基本方針とは：品確法^(※1)に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

- 公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定
- 国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※1）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「〇〇法第〇条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞（品確法第7条、第8条関係）

- ・**技能労働者の処遇改善**（能力に応じた処遇確保等）
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備（**スライド条項の適切な運用等**）

＜働き方改革・環境整備＞（品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係）

- ・**週休2日工事の推進**（工期・予定価格の適正設定等）
- ・施工時期の**平準化**に向けた**関係部局連携**の強化
- ・外国人などの**多様な人材の確保**に向けた環境整備
- ・国による**休日・労務費等の実態把握** ・**広報・啓発活動充実**

○地域建設業等の維持（第7条、第8条、第21条関係）

- ・地域の実情を踏まえた**適切な入札参加条件・規模**の設定等
- ・災害対応力強化（**保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等**）

○生産性向上（第3条、第7条、第28条、第29条関係）

- ・**ICT活用推進**（データ引継、CCUS活用等） ・**技術開発の推進**
- ・**発注関係事務におけるICT活用** ・**新技術活用**（VFM[※]・脱炭素化等）

※Value For Money:金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化（品確法第7条、第22条、第23条関係）

- ・**発注関係事務の実態把握**、発注者に対する**助言・支援**
- ・**維持管理における広域連携**の推進

2. 建設業法等改正への対応

（建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係）

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}（**誠実な契約変更協議**の実施等）
- ・**技能労働者の処遇改善**^{【再掲】}
- ・**ICT活用推進**^{【再掲】}（現場管理の効率化等）
- ・**発注関係事務におけるICT活用**^{【再掲】}（ICT活用による**施工体制確認**等）

3. 昨今の課題への対応

- ・**時間外労働規制**に対応可能な**工期設定**^(※2)
- ・**工期設定**における**猛暑日の考慮**^(※2)
- ・多様な人材の確保に向けた環境整備^{【再掲】}（**快適トイレ**等）
- ・持続的な**除雪体制の確保**

（※2）令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項

適正化指針とは

入契法^(※1)に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定

- 発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請、勧告等^(※2) (※1)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (※2)勧告等はR6品確法等改正法で追加

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「〇〇法第〇条関係」:改正後の関連条項番号

1. 入契法・建設業法改正への対応

(建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、第26条関係 入契法第13条、第15条、第16条、第17条、第18条、第21条関係)

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備(誠実な契約変更協議の実施等)
- ・発注関係事務におけるICT活用(ICT活用による施工体制確認等)
- ・入札契約の適正化を図るための発注体制整備(項目建ての追加)
- ・公共工事の現場管理におけるICT活用の推進(CCUS活用等)
- ・配置予定技術者の専任・兼任状況の確認
- ・発注者に対する要請、勧告等
- ・技能労働者の処遇改善

2. 品確法改正への対応

(品確法第7条、第30条等関係)

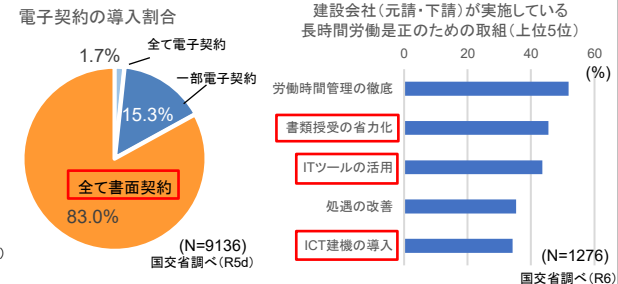
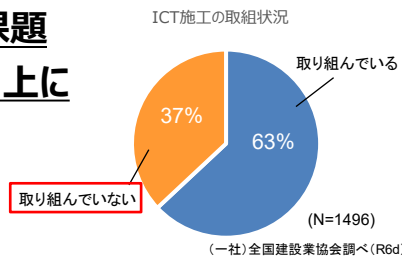
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}(スライド条項の適切な運用等)
- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}(電子契約、書類電子化等)
- ・週休2日工事の推進(工期・予定価格の適正設定等)
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化(適正積算、復旧・復興JV活用等)

3. 昨今の課題への対応

- ・入札契約に係る情報公表の原則インターネット化
 - ・ピークカット(繁忙期の解消)による平準化の推進
 - ・時間外労働規制に対応可能な工期設定※
 - ・工期設定における猛暑日の考慮※
 - ・多様な人材の確保に向けた環境整備(快適トイレ等)
- (※令和6年3月「工期に関する基準」の改定)

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

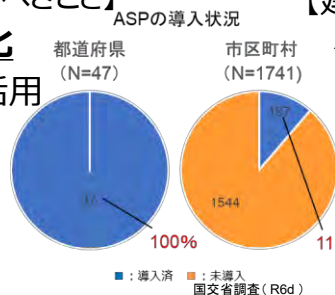
主なポイント

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠
- 建設業者間での共同での新技術の開発・研究の促進による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- 元請・下請間の書類等のやり取りの合理化
- CCUS、建退共電子申請方式の積極的活用
- 電子契約等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事におけるASPの積極的活用、書類の簡素化が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

